

大阪府地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる  
寄附金に関する条例に基づく指定に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大阪府が大阪府地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金に関する条例（平成 26 年大阪府条例第 135 号。以下「3 号条例」という。）に基づく指定を行うにあたり、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号。以下「暴排条例」という。）に基づく暴力団排除の実効性を高めるため、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団員 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
- 二 暴力団員等 暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等
- 三 暴力団密接関係者 暴排条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者

(暴力団員、暴力団員等、暴力団員密接関係者の確認)

第 3 条 大阪府は、3 号条例第 3 条第 4 項の規定に基づく指定を行うにあたり、申出法人の役員に、暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者が含まれていないことを確認する。なお、暴力団員、暴力団員等については、暴力団密接関係者と異なり、原則として当該法人の所管部署において設立時に確認されているが、設立後相当期間が経過している場合があること等を鑑み、本指定にあたり、改めて確認することとする。

2 大阪府は、前項の確認を行うため、申出法人に対し、当該法人の役員に暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者が含まれていないことについて書面の提出を求める。

この要領は平成 29 年 10 月 10 日に制定し、平成 29 年 7 月 1 日以降の申請から適用する。